

# 平成29年度「埼玉発世界行き」奨学金 学位取得コース募集要項

## 1 趣 旨

日本経済の持続的成長と埼玉県産業と文化の振興に貢献する高い志とチャレンジ精神を持ち、国際的な視野と高度な知識・技術の修得を目的として、海外の大学、大学院（以下、海外大学等）への学位取得を目的とした留学生に対し、奨学金を支給します。

## 2 留学先

海外の大学又は大学院（学位取得のための正規課程）

※コミュニティカレッジ及びファンデーションコースの留学を除く

## 3 募集人員

10名以内（書類・面接選考）

## 4 奨学金の給付概要

### （1）給付額

100万円

### （2）給付方法

奨学金支給決定後、奨学金の交付申請をしていただき、奨学生名義の国内の円貨口座に振り込みます。振込日が確定しましたら、御自宅に通知を郵送します。

## 5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件全てを満たす者です。

- （1）日本国籍を有する方あるいは日本への永住を許可されている者
- （2）平成29年4月1日現在、1年以上継続して埼玉県に住所を有する者、又は親（民法上の親権者に相当する者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- （3）平成29年4月1日現在、40歳未満の者
- （4）平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始、又は留学中の者（出願中及び今後出願予定の場合も含む）
- （5）地域の国際化に取り組む意欲のある者
- （6）留学先の大学等において学習や研究を行うのに十分な外国語の能力がある者

## 6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- （1）官公庁又は企業等の派遣による留学である者
- （2）埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- （3）過去に「埼玉発世界行き」奨学金（学位取得コース）を受け学位を取得した者

## 7 応募書類

応募書類は、以下のとおりです。応募書類をお返しいすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

必要な様式については、下記グローバル人材育成センター埼玉HPからダウンロードできます。

(様式ダウンロード先) <http://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

- (1) 学位取得コース応募申請書 (様式学位-1)
- (2) 平成29年4月1日現在で1年以上埼玉県に住所を有することを確認する書類  
(応募者が埼玉県外在住者の場合、親との続柄が確認できる書類も必要)  
【埼玉県内在住者】
  - ・住民票 (コピー可)【埼玉県外在住者】
  - ・応募者と親のそれぞれの住民票の写し (コピー可)
  - ・応募者と親との続柄が確認できる戸籍抄本等 (コピー可)
- (3) 外国語能力試験のスコアの写し (英語は TOEFL-iBT、IELTS、GRE 等、中国語は HSK、他言語はそれぞれ公的試験のスコアで有効期限内のもの)、又は留学先大学において使用する言語能力を有することを証する日本語の書類  
※氏名及びスコアの箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。
- (4) 留学先の海外大学等からの入学許可証 (留学受入通知書) の写し  
※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳 (本人による訳で可) を添付してください。  
※応募時点で入学許可証 (留学受入通知書) が出していない場合は、得られ次第提出してください。
- (5) 小論文  
1行目に「表題 (出願者氏名)」を記入し、次のテーマについて 1, 600字程度で述べること。※表題は下記のテーマに沿って自由につけてください。

<テーマ> 「あなたの視点で最近の世界情勢の課題を分析し、自身の留学がその課題解決にどのように資するか述べよ」

<様式> パソコンを使用して作成すること。A4縦型・横書き、フォントサイズ12ポイント、35字×40行形式、文末に字数を記載すること。
- (6) チェックリスト (様式学位-2)
- (7) 選考結果返信用封筒 (長3型封筒)  
定型長3型封筒 (235mm×120mm) に選考結果返信先の住所 (国内に限る) と氏名を記載の上、82円分の切手を貼付のこと。

## 8 応募受付期間

平成29年4月17日（月）～5月31日（水） （午後5時必着）

## 9 書類提出先

定型角2型封筒（縦 332mm×横 240mm）を使用し、簡易書留郵便による郵送、又は持参（平日9時～17時）のこと

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階  
公益財団法人 埼玉県国際交流協会  
グローバル人材育成センター埼玉

TEL 048-833-2995

※封筒表面に朱書きで「学位取得コース申請書 在中」と明記すること

## 10 選考スケジュール

### (1) 書類選考

応募者全員に、6月19日（月）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

### (2) 面接選考

書類選考に合格した方に対して、実施します（場所：さいたま市内）。詳細については書類選考結果とともに該当者に通知します。なお、電話（インターネット電話やテレビ電話を含む）による面接は実施しておりません。

### (3) 最終選考結果

7月21日（金）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

## 11 奨学生（内定者）の決定

最終選考結果の確定時点で、留学先の海外大学等からの入学許可が得られている方は、奨学生として正式に決定されます。

最終選考結果の確定時点で留学先の海外大学等からの入学許可が得られていない場合は、内定扱いとなり、入学許可が確認された時点で正式決定となります。入学許可が得られ次第、必要書類を揃えて、「9 書類提出先」に提出してください。

入学許可が得られない場合は、奨学金の交付申請ができず、奨学金の支給を受けることができません。

## 12 奨学金の支給

奨学金の給付手続きについては、選考結果の通知と共にお知らせします。

## 13 報告書等の提出

奨学生は年度末（3月）に、成績証明書を添えて修学状況報告書を提出していただきます。

また留学修了後60日以内に、留学修了報告書、留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくかについての修学レポート（4,000字以上）及び学位取得を

証する書類に成績証明書を添えて、提出してください。

#### 1.4 研修・壮行会

以下の日程で奨学生を対象とした研修（講演）及び壮行会を実施しますので、出発前の方は必ず出席してください。

日 時 平成29年8月3日（木）午後（予定）

場 所 県民健康センター大ホール

#### 1.5 奨学生の責務

##### (1) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が「埼玉親善大使」を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、埼玉県の国際交流の推進に御協力いただきます。

（参考）埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

##### (2) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換、交流を深めるためのネットワークです。

奨学生には、同ネットワークへ加入いただきます（加入手続は当センターが行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

（参考）グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

##### (3) 「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

グローバル人材育成センター埼玉が運用する国際社会を舞台とする埼玉県の地元企業と学生をつなぐビジネスマッチングサイトです。

奨学生には同システムに登録いただきます（登録手続きは当センターが行いますので個人の手続きは不要です）。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

（参考）就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<http://ggs-jobmatch.jp/>

##### (4) 埼玉県等が行う国際施策・交流事業への協力

帰国後、県や当センターが実施する国際交流事業への参加などに、御協力をお願いします。

(5) 社会規範の遵守

埼玉県奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守して、学業に専念してください。

**16 帰国奨学生へのフォローアップ**

帰国した奨学生に対し、グローバルな舞台での活躍を後押しするために、企業におけるインターンシップなど必要な知識の習得を目指す事業などを予定しております。

**17 奨学金交付の取消及び返還**

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 卒業見込みがなくなったとき
- (6) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

**18 応募書類等に記載された個人情報の利用について**

当センターの事務局である「公益財団法人埼玉県国際交流協会特定個人情報取扱規程」(平成27年10月1日施行)により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、当センターのグローバル人材育成事業の広報等のため、当センターの広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

**19 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について**

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、県は、平成17年4月1日に施行された「埼玉県個人情報保護条例」により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

**20 注意事項**

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、埼玉県及び当センターは一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。